

議 答 申 個 第 9 号

平成 1 6 年 2 月 1 0 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け生介第 5 2 4 号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第 1 0 条の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

介護保険適正化対策事業に伴い、介護保険課の電子計算機と、奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機を結合することについて

答 申

<p>審 議 案 件</p>	<p>介護保険適正化対策事業に伴い、介護保険課の電子計算機と、奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機を結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。          なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられることを申し添える。</p>
<p>審 議 内 容</p>	<p>本件は、介護サービス内容の適正化と介護費用の適正化の両面から介護保険の適正化に取り組むため、本市が管理するコンピュータと奈良県国民健康保険団体連合会が管理するコンピュータを通信回線を用いて結合することについて、条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。          本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（専用パソコンによる情報の取得のみを行い、情報の分析は別のパソコンで行う。データの暗号化、電話回線を使ったダイヤルアップルータによる接続とID、パスワードの設定、データの受信が介護保険課側からのアクセスによってのみ行われること等）、結合による業務の効率化・迅速化等について慎重に審議した。その結果、本件による電子計算機の結合には公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>結 合 先</p>	<p>奈良県国民健康保険団体連合会</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成16年1月23日</p>
<p>所 管 課</p>	<p>福祉健康部 介護保険課</p>